

第3回(7月17日)事務局説明資料

I. 第1回WGでのご意見等〈外国銀行支店関連(1)〉

- 銀行法の規定が外国銀行支店にどのように適用されるか不明確な場合もあり、外国銀行支店に対する規制全般について、合理化、整備する必要。
- 外国銀行支店に対する規制の見直しが規制強化につながり、我が国への参入を阻害することがないように配慮することも必要。
- 国際的にもリスク情報の開示強化等の取り組みについて議論されているところであり、本WGにおいても情報開示の観点からの議論をすべき。
- 外国銀行の本店と支店をどこまで同一の法人として捉えるのかという点にも注意を払う必要。
- 我が国に支店を有する外国の金融機関の破綻に備え、母国当局だけでなく、現地当局である我が国においても手当てが必要となる場合に、二重規制となることも想定されるが、どう整理するか。

第1回WGでのご意見等＜外国銀行支店関連(2)＞

- 我が国の預金者保護の観点から考えれば、預金保険制度において、国内銀行と外国銀行支店を区別する必要はない。一方、預金保険制度には破綻金融機関の処理・金融システムの安定という役割もあるが、この点についてどう考えるか。
- 外銀支店の国内シェアはごく僅かであり、預金保険の要否を含めことさら注意を払う必要があるのか。
- 外銀に対する規制について十分に規定されていないところがあり、解釈の余地が広いため、金融庁の裁量が大きく予見可能性に欠ける。
- 外国銀行の本店は海外にあり、我が国のコントロールが効きづらいことから、預金保険の対象とすることは有効なのか。海外でも同様の疑問を有する者あり。
- 外国銀行支店の預金のうち、預金保険制度の対象となる円預金はどの程度あるのか。

Ⅱ．外国銀行支店の現況

○外国銀行支店の状況

平成23年3月における外国銀行支店の預金は約5.0兆円(国内シェア:約0.8%)、貸出金は約4.7兆円(国内シェア:約1.1%)。

○外国銀行支店の資金調達の状況

- 外国銀行支店の資金調達をみると、従前から本支店勘定・インターバンク取引が総負債の約6割を占めており、近年においてもほぼ同様に推移。
- 預金については、従前から総負債の約2割程度で推移している中で、円預金は増加(詳細は後述)。

○外国銀行支店の資産運用の状況

- 外国銀行支店の資産運用をみると、従前に比べ、貸出金の運用残高は減少(平成24年3月において、同10年3月比約6割減)。
- 預け金及び有価証券による運用残高は増加。
- 外国銀行支店全体では、本支店勘定(資産)と本支店勘定(負債)の額を差し引いて、負債超(海外から国内への持込み)。但し、一部の外国銀行支店においては、資産超(国内から海外への持出し。平成23年3月:15行、約8,400億円)。

○外国銀行支店のタイプ

我が国の外国銀行支店をみると、次のように大きく区分することができる。

- 顧客層面では、(1)法人中心型(主に法人を対象として預貸業務)、(2)マスリテール型(主に個人から預金を受入れ)、(3)富裕層型(主にリスク性商品の販売)、(4)在日・在留外国人中心型(主に母国への送金)
- 調達・運用面では、(a)「本店から調達⇒国内運用」、(b)「国内調達⇒国内運用」、(c)「国内調達⇒海外運用(回金)」、(d)「海外送金中心」

○総資産、預金、貸出金の状況

(千億円)

		平成9年3月	平成20年3月	平成23年3月
総資産	国内銀行	7,466	7,752(7,687)	8,413(8,367)
	外国銀行支店	412	529(593)	309(356)
預金	国内銀行	4,711	5,545(5,492)	5,993(5,956)
	外国銀行支店	93	116(169)	50(87)
貸出金	国内銀行	4,823	4,194(4,191)	4,251(4,247)
	外国銀行支店	101	90(93)	47(51)
外国銀行支店 の国内シェア	総資産	5.2%	6.4%(7.2%)	3.6%(4.1%)
	預金	1.9%	2.1%(3.0%)	0.8%(1.5%)
	貸出金	2.1%	2.1%(2.2%)	1.1%(1.2%)

(注1)ゆうちょ銀行及び国内銀行の海外支店勘定を除く。

(注2)カッコ内の数値は現地法人化した外資系銀行を外国銀行支店に含めた数値。

(出典)「日本銀行統計」(日本銀行)等を基に作成。

○我が国における外国銀行支店の本支店勘定の状況(平成23年3月)

(億円)

総資産比率	本店→支店	支店→本店	本支店勘定 (net)	(総資産一本支店勘定(資産)) ／(総負債一本支店勘定(負債))
70%以上		2行	6,460	約15%～25%
40～70%		1行	25	約50%
0～40%		12行	1,890	約60～100%
▲40%～	18行		▲19,483	—
▲70%～40%	14行		▲45,884	—
▲70%以上	11行		▲48,512	—

(注)総資産比率＝本支店勘定(net)／総資産

(出展)ディスクロージャー誌を基に作成。

外国銀行支店における資金調達・運用の現況

○資金調達の状況

(千億円)

	平成10年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
預金	94(15.6%)	116(21.9%)	83(23.1%)	55(17.3%)	51(16.4%)	59(19.0%)
コールマネー	107(17.8%)	114(21.5%)	19(5.5%)	31(10.0%)	23(7.5%)	22(7.2%)
借入金	26(4.4%)	49(9.4%)	42(11.9%)	22(7.1%)	23(7.6%)	23(7.5%)
本支店勘定(負債)	239(39.7%)	177(33.4%)	165(45.8%)	158(49.6%)	162(52.1%)	145(46.2%)
上記合計	467(77.5%)	457(86.2%)	311(86.2%)	267(84.0%)	260(83.6%)	251(79.9%)

(注)カッコ内の数値は対総負債比率。

(出典)決算公告を基に作成。

○資金運用の状況

(千億円)

	平成10年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
預け金	44(7.4%)	10(2.0%)	29(8.2%)	23(7.3%)	47(15.3%)	54(17.4%)
有価証券	47(7.9%)	81(15.4%)	69(19.2%)	62(19.7%)	56(18.2%)	42(13.5%)
貸出金	107(17.8%)	91(17.3%)	68(18.8%)	61(19.3%)	48(15.5%)	43(13.8%)
本支店勘定(資産)	116(19.4%)	159(29.9%)	79(21.9%)	58(18.2%)	57(18.3%)	63(20.2%)
上記合計	316(52.4%)	343(64.6%)	246(68.1%)	205(64.5%)	210(67.4%)	204(64.8%)

(注1)預け金に現金を含む。

(注2)カッコ内の数値は対総資産比率。

(出典)決算公告を基に作成。

外国銀行支店における個人・法人等の円預金の現況(平均残高)

- 外国銀行支店における個人・法人等の円預金(※)は、シティバンク銀行の現地法人化(平成19年7月)、リーマンショック(同20年9月)等を背景に減少傾向にあったものの、平成22年3月以降増加に転じた。
- 平成24年3月における個人・法人等の円預金は、同11年3月に比べ、約2.2倍。
- 平成24年3月における個人・法人等の円預金の総預金に占める割合は約61.4%(同11年3月比約2倍、同20年3月比約4倍)。

(※)「個人・法人等の円預金」=「外国銀行支店総預金」-「外貨預金」-「金融機関預金、政府預り金」

(千億円)

	平成11年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
(1)外国銀行支店総預金	45	132	92	59	42	51
(2)外貨預金	12	9	7	6	7	9
(3)金融機関預金 政府関係預り金	17	102	70	36	10	10
(4)=(1)-(2)-(3) 個人・法人等の円預金	14	20	14	15	24	31
(4)／(1)	32.8%	15.2%	15.8%	26.9%	57.2%	61.4%
(5)現行制度下の被保険預金(※)	5,727	7,239	7,673	8,053	8,339	-
(4)／(5)	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	-

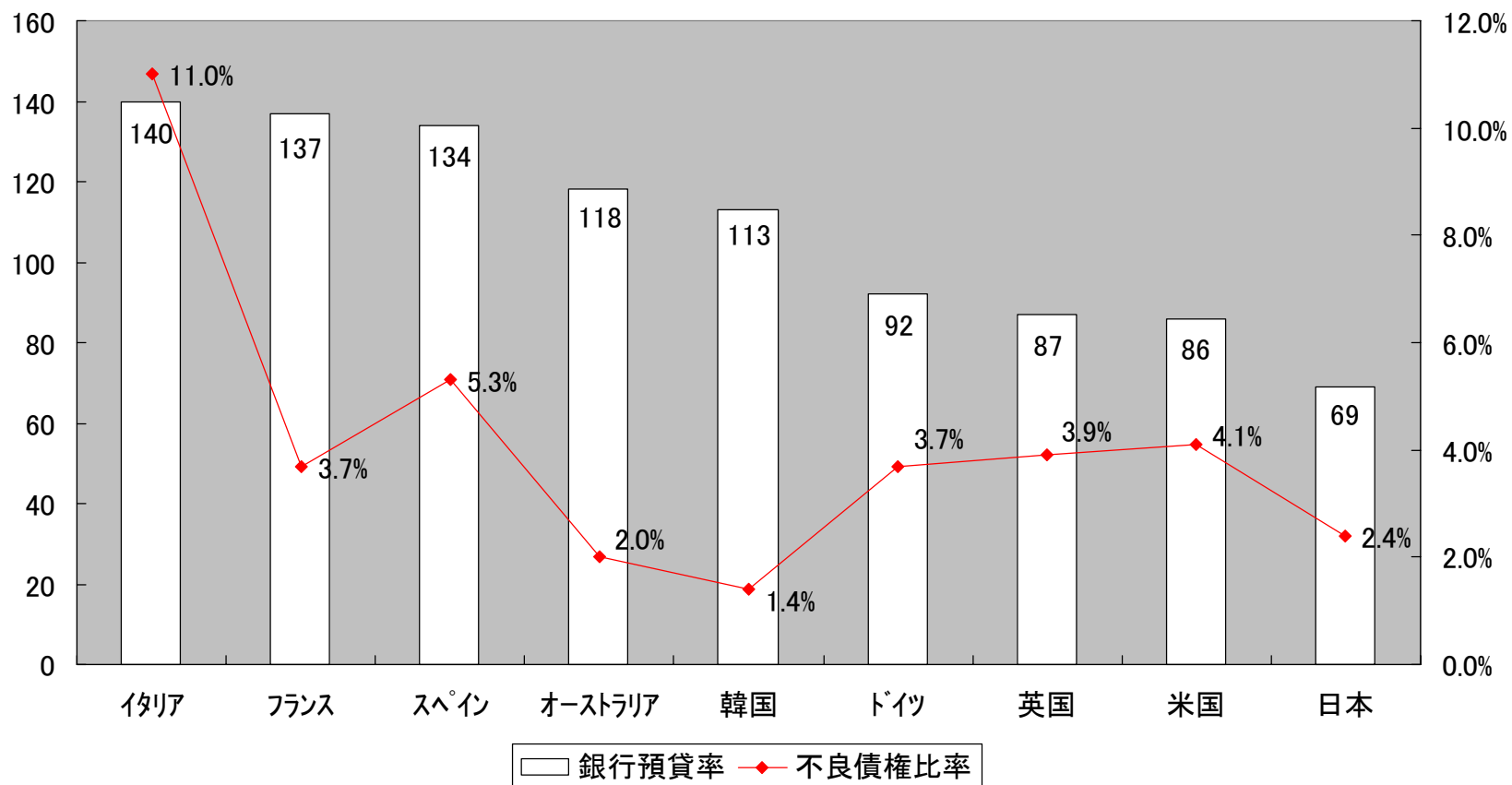
(※)現行制度下で預金保険制度の対象となっている金融機関の総預金から預金保険制度対象外の預金を控除した額。

(注)平均残高ベースの数値。但し、平成11年3月における(5)の数値については、未残高ベースの数値。

(出典1)(1)～(3)については、「預金者別預金(平均残高)」(日本銀行)を基に作成。

(出典2)(5)については、預金保険機構HPにおける公表データを基に作成。

(参考)日米欧の銀行預貸率、不良債権比率 (2011年)



(注)ドイツの不良債権比率は2010年の数値。

(出典)日本銀行、IMF「International Financial Statistics」

Ⅲ. 外国銀行支店規制の基本的考え方

- 我が国への外国銀行の参入は、免許制(注)の下、(1)現地法人形態、(2)支店形態、のいずれの形態でも認められている。

(注)国内銀行と同様に、審査基準に照らして公益上必要があると認めるときは、条件を付し、変更することが可能。

- 外国銀行支店に対しては、組織的特性等から機械的に適用することが技術的に不可能な規制等を除き、原則として、我が国の銀行と同様の規制を適用(内国民待遇)。

- また、全ての国に対して同等の待遇(最恵国待遇)。

(注)相互主義(レシプロシティ)

我が国の銀行法では、外国銀行による現地法人・支店の銀行業の免許の審査においては、我が国に進出しようとする外国銀行の主たる営業所所在地の国において、我が国の銀行に対し、我が国の銀行法上の取扱いと実質的に同等な取扱いが行われているかどうかの審査が求められている(但し、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合はその限りでない)。

IV. 外国銀行支店規制＜主な論点(1)＞

参入形態と業務範囲

○ 我が国への外国銀行の参入は、リテール、ホールセールに関わらず、(1)現地法人形態、(2)支店形態、のいずれの形態も認めており(注)、参入形態の違いによる業務範囲規制は課していない。

また、外国銀行支店は、預金保険制度の対象外であり、いわゆる「持込資本金規制」も課していない。

(注) 現地法人形態、支店形態のほか、我が国の銀行・外国銀行支店は、そのグループ内(親会社・子会社・兄弟会社)である外国銀行の業務の代理・媒介を、認可制の下、我が国で行うことができる(外国銀行代理業務。平成20年12月施行)。

○ 一方、主要国における外国銀行の参入は、例えば、
イ) 現地法人に限定、
ロ) 支店形態を認めるものの、預金の受入れを制限、
ハ) 支店形態でも預金保険制度の対象、
など、外国銀行に対する規制は厳格。

⇒ 主要国においては、外国銀行支店の参入形態や業務範囲を制限せず、また、預金保険の対象となっていない国はないところ、我が国の参入形態と業務範囲規制について、どのように考えるか。

その際、我が国金融における外国銀行支店の円預金の増加等について、どのように考えるか。

※ WTOの金融サービス貿易に関する一般協定(次頁参照)に留意が必要。

(参考)WTOの金融サービス貿易に関する一般協定

WTOの金融サービス貿易に関する一般協定では、最恵国待遇、内国民待遇、市場アクセス等について規定している。

我が国は、支店形態での預金保険制度の加入のみを留保しており、それ以上の制限を新たに行うことはできないとされている。

但し、当協定の附属書によれば、加盟国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないとされている。

外国銀行支店規制＜主な論点（2）＞

自己資本比率規制・早期是正措置

○ 銀行法では、邦銀（現地法人）と同様、外国銀行支店の業務の健全な運営に資するため、外国銀行支店に対しても、第14条の2の規定に基づき、経営の健全性を判断するための基準（自己資本比率規制）を定め、その充実の状況を基準として早期是正措置（第26条2項）を求めることとされている。

現在、外国銀行支店に係る自己資本比率基準（注）が定められておらず、外国銀行支店に対する自己資本比率規制及び早期是正措置は未適用となっている。

（注）外国銀行支店に係る自己資本比率規制は、「外国銀行支店の自己資本」、及び「外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本（連結）」の2つを基準とすることとされている。

⇒ 外国銀行支店の業務の健全な運営に資するため、外国保険会社や外国証券会社に対する規制も参考に、自己資本比率規制の在り方について、どのように考えるか。

（参考）

※ 外国保険会社、外国証券会社は、それぞれ保険業法、金融商品取引法に基づく以下のような仕組みにより、我が国に支店形態での参入が認められている。

➤ 外国保険会社の在日支店に対しては、保険会社に対するソルベンシーマージン比率規制と同様の規制が課せられている。当該比率の算出において、分子には持込資本金（現法の資本金に相当）が含まれており、日本で事業を行うためには本店からの持込資本金が必要となる仕組み。

➤ 外国証券会社の在日支店に対しては、金融商品取引業者と同様の自己資本規制が課せられており、日本で事業を行うためには本店からの持込資本金が必要となる仕組み。

外国銀行支店規制＜主な論点(3)＞

資産の国内保有規制

- 銀行・外国銀行支店に対し、我が国銀行の海外における活動や外国銀行の業務展開に対応して、日本国内の預金者等の保護を図るため、資産のうち一定部分を国内において保有するよう命ずることができる(銀行法第29条)。
- 保険業法や金融商品取引法では、外国保険会社や外国証券会社に対して、以下のような資産の国内保有義務が課せられている。

＜保険業法における資産の国内保有義務＞

外国保険会社が破綻した場合、日本における保険契約上の義務の履行に必要な財産を確保しておく必要があるとの観点から、資産の国内保有を義務付け。

※国内における保険契約上の義務の履行に必要な額に相当する資産(責任準備金、供託金等の合計額)の国内保有を義務付け。

＜金融商品取引法における資産の国内保有義務＞

外国証券会社は、業務の本拠が外国にあることから、最終的な支払能力を担保し、投資者保護を徹底させる必要があるとの観点から、資産の国内保有を義務付け。

※国内の債権者に対する支払に必要な額に相当する資産(金融商品取引責任準備金、損失準備金及びすべての営業所等の計算に属する負債のうち外国証券会社の本店その他の非居住者に対する債務以外の負債の合計額)の国内保有を義務付け。

⇒ 外国銀行支店に対して資産の国内保有命令を発出することは可能であるが、資産の国内保有を常に求める仕組みとはなっていない。外国銀行支店の業務内容を鑑みれば、保険業法、金融商品取引法の資産の保全と同様の仕組みを導入することは適当か。あるいは、どのような仕組みが考えられるか。

(参考)資産の国内保有命令(銀行法第29条)の沿革

○法律制定

銀行法第29条(資産の国内保有)は、昭和56年の銀行法の全面改正の際に新設。但し、本条に基づく国内保有を発動する差し迫った状況にないとの認識もあり、政令(国内保有を命じることができる資産等)は制定されず。

なお、本規定は、国内銀行、外国銀行支店のいずれにも適用。

○政令制定

平成3年(1991年)のBCCI事件の経験やアジア経済の混乱など、外国銀行が債務不履行に陥ることが危惧されるような事態に備え、国内預金者等を保護するため、外国銀行支店に対し資産の国内保有を命ずることの必要性が認識。また、国内銀行の海外進出が進むとともに、諸外国の銀行も日本への進出が一段と加速されると見込まれ、発動すべき状況が生じる可能性があると考えられたことから、「金融システム改革法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成10年政令第369号)による銀行法施行令の改正により整備。

(参考)外国銀行支店の利益準備金に関する特例

- 外国銀行支店に対し、20億円に達するまでは、当期純利益の10分の1を利益準備金(注1)として計上することを義務付け(注2、3)。

(注1) 平成24年3月末の外国銀行支店の利益準備金の総残高は約600億円。

(注2) 本規制は、株式会社である銀行に対し、財務の健全性確保のため、会社法第445条第4項の特例として、剰余金の配当をする場合には、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額の5分の1(会社法は10分の1)を資本準備金又は利益準備金として計上することを義務付けていることを踏まえたもの。

(注3) 外国銀行支店が計上した利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期の当期末処理損失勘定の補填に充てる場合のほか使用してはならない。

- また、外国銀行支店に対し、利益準備金の額に相当する資産(現金、国内金融機関の預金、国債、地方債、国内にある者に対する資金の貸付けで国内において確実な担保を受け入れているもの等に限る)の国内保有を義務付け。

外国銀行支店規制＜主な論点（4）＞

預金者等に対する情報提供義務

- 銀行・外国銀行支店に対して、預金又は定期積金（預金等）に関し、預金者等の保護に資するため、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を義務付け（銀行法第12条の2第1項）。
 - 具体的には、金利の店頭表示、手数料一覧の掲示・備置き、預金保険の対象であるものの明示等を義務付け（外貨預金や外国銀行支店の預金など預金保険の対象でないものにはその旨の明示を義務付けず）。
 - さらに外国銀行支店については、外国銀行支店の母体の財務情報の開示が求められているものの、次の事項の開示は求められていない。
 - イ) 外国銀行支店に係る外国銀行本体の支払能力（財務の健全性）の第一義的責任は母国監督当局であること、
 - ロ) 倒産処理法制に係る重要な情報（破綻した場合は預金者自身で本国の倒産処理手続に参加する必要があること等）
- ⇒ 外国銀行支店の預金者等に対する情報提供の在り方について、どのように考えるか。

外国銀行支店規制＜主な論点(5)＞

流動性規制

- 現在、我が国では、国内銀行・外国銀行支店のいずれに対しても、法令上、定量的な流動性規制は課していない。
- ただし、行政上の予防的措置(早期警戒制度)として、例えば、資金繰りの観点からは、預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対して、オフサイトモニタリングを実施。
具体的には預金や流動性準備の状況に関して、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には銀行法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促す(監督指針)。
- バーゼルⅢでは、銀行全体を対象とした定量的な流動性規制(最低基準)を導入する予定(2015年)。
- 前述のとおり、外国銀行支店の資金調達は本支店勘定によるものが大きい一方で、一部では資産運用のために海外のグループ・本店等へ大部分が持ち出されている状況。
- ⇒ 国内で主として負債、資本の調達及び運用を行う銀行と異なり、国境を越えた本支店間の流動性の管理を行っている外国銀行支店に対する流動性の規制・監督の在り方について、どのように考えるか。

(参考)英国では、既に流動性規制の強化のための新規制を導入(2009年12月)。具体的には、流動性基準の自己評価、緊急時の調達計画策定、流動性リソースの保有、等を求めている。

ただし、外国金融機関の支店等に対しては、母国当局の流動性規制の枠組みが英国と同等であること等の基準を満たす場合、適用緩和措置を受けることが可能。

外国銀行支店規制＜主な論点（6）＞

外国銀行支店の特別清算（1）

- 外国銀行が銀行業の免許を取り消され、又は免許が失効した場合、その資産を自由に国外に持ち出すことが可能であれば、我が国の預金者等の債権者の利益が損なわれる。
- このため、外国銀行支店は、次のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない（銀行法第51条）。
 - （1）銀行法第27条・28条（免許の取消し等）の規定により銀行業の免許が取り消されたとき。
 - （2）次のいずれかに該当して、銀行業の免許が失効したとき。
 - イ 外国銀行支店が銀行業の全部を廃止したとき。
 - ロ 当該外国銀行支店に係る外国銀行が次のいずれかに該当したとき。
 - ・ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをしたとき。
 - ・ 解散をし、又は銀行業の廃止をしたとき。
 - ・ 銀行業に係る免許を取り消されたとき。
 - ・ 破産手続開始の決定があったとき。

外国銀行支店の特別清算(2)

○ 外国銀行支店の免許の取消し等のほか、監督当局が会社法上の特別清算を申し立てることが可能。これは、旧商法第485条で規定されていた外国会社の日本にある財産に対する監督庁の特別清算通告権が会社法制定時に廃止された際、BCCIの破綻処理の経験を踏まえ、銀行法を改正し、同法に規定されたもの。

⇒ 日本国内に十分な資産がなければ、特別清算手続により我が国の預金者が十分な弁済を受けることはできないことについて、どのように考えるか。

⇒ 我が国の外国銀行支店の預金者が個々に外国銀行本店の倒産手続に参加することは、相当困難であると考えられるが、預金者のためにどのような方策が考えられるか。

(注1) 外国銀行支店が特別清算をする場合には、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により又は職権をもって、清算人を選任・解任。

(注2) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律に基づく手続きも存在。

(注3) 外国銀行支店には、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)は適用されないため、当局には、更生手続、再生手続、破産手続の開始の申立権がない。

(参考) 一方、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(FSB)においては、クロスボーダーの協力のための法的枠組みに関し、破綻処理を行う当局は外国金融機関支店の破綻処理権限を有するとともに、当該支店に対する母国当局による破綻処理をも支援する権限を有するべきとされている。

(参考)BCCI事件(1)

- BCCIグループは、1972年に設立された多国籍銀行グループで、当時69カ国365の拠点で営業。経営陣はパキスタン出身者が中心、株主は77%がアブダビの首長及び政府関係、本部業務の中心地は1990年まで英国、1991年からアブダビ。
- 同グループは、不良貸出やディーリングの失敗から経営が悪化、英国に設置された特務班が、架空貸出、簿外預金、自己株取得などの粉飾により、破綻を隠蔽してきたが、会計法人の監査によりそれが発覚。各国で清算等の手続がとられた。

※ 森下哲朗「国際的な銀行破綻処理と預金保険制度」

「BCCI破綻の際には、各国の倒産手続で回収された資産をルクセンブルグに集中し、ルクセンブルグの手続から平等に配当がなされるというプーリング・システムが採られた。」

他方で、米国は「BCCI事件をはじめ、戦後全ての国際的な銀行倒産事件において、満額配当の配当を得ているようで」ある。

(注) 米国においては、破綻銀行の米国内支店の清算に際して、当該支店を銀行全体から切り離して、独立の主体として扱い、当該支店の債権者は、当該支店及び当該銀行の米国内の資産から優先的に弁済を受けることが可能。また、仮に配当財源が不足した場合には、他国の清算手続にも参加することも可能(バーゼル銀行監督委員会レポート「THE INSOLVENCY LIQUIDATION OF A MULTINATIONAL BANK (December 1992)」)。

(参考)BCCI事件(2)

日本におけるBCCI事件の特別清算手続の流れ

- BCCI東京支店は、ルクセンブルグに本店を置くBCCIグループ最大の銀行BCCI SAの支店として1986年から日本で営業。

1991年7月5日	本店所在地のルクセンブルグ商事地方裁判所による営業停止命令。
7月6日	BCCI東京支店による銀行法第16条に基づく臨時休業届出(以降一切営業を行っていない)
7月15日～16日	同支店に対する検査
7月22日	旧商法の規定に従い、大蔵省から東京地方裁判所に対し、同支店が閉鎖の状況にあり、かつ債務超過の疑いがある旨を通告
同日	東京地裁による同支店に対する特別清算の開始決定、清算人の選任、保全処分

- BCCI東京支店は、破綻当時、約600億円の負債を抱えていたが、資産については、大半が海外に送金されており、日本には約40億円ほどしか残っていなかった模様。

(参考)アイスセーブ事件

- 2008年アイスランドの銀行アイスセーブが破綻。
- 「EUの預金保険制度に関する指令では、欧州経済圏に本店を置く銀行の欧州経済圏内 (European Economic Area) の支店の預金については、基本的に、本店所在地(母国)の預金保険制度で保護されることが定められている。また、母国の預金保険制度の預金保護上限が、支店所在国(ホスト国)の保護上限を下回っている場合は、競争力確保のため、当該支店は、ホスト国の預金保険制度にも加盟(両者の保護限度額の差をカバー)することができる。こうした制度は”top-up”と呼称される。」(赤間弘「英国における預金保険と銀行破綻処理制度の改革」)
- 「アイスランドの預金制度による保護上限額は、1万6千ポンドとなっている一方、英国の預金保険制度の保護上限は5万ポンドとなっていたため、差額の3万4千ポンドについて、アイスセーブの在英国支店は、英国の預金保険制度に加入している。このため、預金保護の負担割合は、(1)アイスランドの預金保険制度(1万6千ポンド迄)、(2)英国の預金保険制度(1万6千ポンド～5万ポンド)、(3)英国財務省(5万ポンド超)であったが、IMF融資が実行されるまでは、アイスランドの預金保険が支払う部分を英国財務省が立て替えた。」(赤間弘前掲論文)。
- イギリス等同様の措置をとった諸国が、救済に用いた公的資金についてアイスランド政府に対し求償。イギリス等における預金者に対する払戻しの是非をめぐってアイスランドでは国民投票が行われたが、否決。現在も欧州自由貿易連合(EFTA)において協議中。

(参考)カウプシング銀行ドイツ支店事件

○カウプシング銀行ドイツ支店の概要

- ・ アイスランドに親会社を持つオンライン銀行として、ドイツ国内で預金業務を展開。
- ・ 2008年10月8日時点で、顧客3万人以上、預金総額3億ユーロ超。
- ・ いわゆるEEA (European Economic Area: 欧州経済領域) 支店として、母国(アイスランド)の当局に監督責任。
- ・ 原則強制加入のドイツの預金保護制度(注)のほか、任意の預金保護の仕組みにも加入せず。

(注) EEA 内に本店を有する銀行の支店については、母国の預金保護制度において保護されるため、加入義務はない。

○事件の経過

2008年10月7日 アイスランド政府が、金融危機の結果、国家的破産が迫っていると警告。

10月8日 カウプシング銀行ドイツ支店から大規模な預金引出し。

BaFin(ドイツ連邦金融監督庁)が、銀行法に基づく個別の監督上の措置として、カウプシング銀行本店・ドイツ支店・アイスランド監督当局に対し、ドイツ支店における流動性の確保を要求。

アイスランド当局が、カウプシング銀行本店を管理下に置き、ドイツ支店のオンライン口座へのアクセスを停止。

10月9日 BaFinが、ドイツ支店に対し、支店の残存資産を確保するため、全資産の売却と支払の禁止(モラトリアム)を命令。

2009年6月22日 カウプシング銀行が、自己資金により顧客への預金の払戻しを開始。

→ 2009年末までに払戻し完了。

(参考)クロスボーダー銀行業務の監督

- バーゼル銀行監督委員会は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年にG10諸国の中央銀行総裁会議により設立。
- ヘルシュタット銀行破綻の教訓を踏まえ、1975年9月「銀行の海外拠点監督上の原則(バーゼルコンコルダット)」(1983年6月改定)が、公表。銀行の海外拠点監督にあたり、イ)支店の支払能力については、母国当局に第一義的責任(現地当局にも一般的監督責任)、ロ)支店の流動性については、現地当局に第一義的責任(母国当局にとっても関心事項)、といった現地当局と母国当局との間の責任分担についての原則を規定。
- 1992年7月、BCCI破綻の経験から、コンコルダットの有効性を確保するための基準として「国際的業務を営む銀行グループおよびその海外拠点の監督のための最低基準」(いわゆる最低基準)が公表。銀行の海外拠点を監督するに当たって、母国当局は国際業務を含め全ての業務を監督すべきなど、現地・母国当局の両方が備えるべき基準を規定。

外国銀行支店規制＜主な論点(7)＞

預金保険制度(1)

金融審議会答申「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」(平成11年12月21日)

「外国銀行在日支店については、管轄権の問題があるため破綻処理に当たって迅速かつ適切な対応をとることが困難であること等から預金保険の対象になっていないが、預金者保護の観点や、主要国の預金保険制度において基本的に強制加入となっていること等を考慮すると、将来的な制度のあり方としては、預金保険の対象とすることが望ましい」

「外国銀行在日支店の預金保険制度上の具体的な取扱いについては、引き続き、外国銀行在日支店に対する規制、検査・監督、破綻処理のあり方等につき検討を進めた上で、結論を得ることが適当」

(注) なお、同答申において、預金保険の対象商品であるか否かの主な基準として、イ)基本的な貯蓄手段として国民の間に定着していること、ロ)元本保証がなされていること、ハ)債権者が特定され、転々流通しないこと、を提示。「外貨預金」は、為替リスクが存在する上に、国民にとって一般的な貯蓄手段となっているとは言えないこと等から、付保対象とされていないと整理。

- 従来より、一部の外国銀行は預金保険制度への加入を希望する一方、他の一部の外国銀行では、低い保険料(例えばゼロ)にすべきとして、加入に難色を示していた。

預金保険制度(2)

⇒ 外国銀行支店の預金を付保対象とすることについて、以下のような点にも鑑み、どのように考えるか。

- 諸外国においては、預金の受入れは現地法人形態のみ可能、支店形態でのリテール預金を禁止、支店形態での預金保険の加入義務付等の措置がとられていること。
- 我が国の外国銀行支店の預金の受入れ現況及び付保対象の基準(P24 (注) 参照)。
- 例えば、経営悪化時に、高金利で付保預金を受入れて海外に資金を持ち出すといったモラルハザードの問題。
- 現行の外国銀行支店に対する健全性の観点からの検査・監督の状況。

⇒ 仮に、外国銀行支店の預金を付保対象しようとした場合、例えば、資産の国内保有義務等の規制の必要性が高まると考えるべきか。

⇒ また、各国の預金保険制度との保険料・付保範囲等に係る調整(注)について、どのように考えるか。

(注) 欧州においては、EEA (European Economic Area : 欧州経済領域) 外に所在する支店で受入れる預金についても母国の預金保険制度の対象とする国も存在。